

2008年5月26日

自治基本条例の検討に当たっての確認事項

自治基本条例策定審議会運営委員各位

1. 検討の対象について

いただいた資料（部会資料？）の中には、具体的な政策目標や行革方針などを提案するものがありました。その内容の是非について議論するつもりはありませんし、否定する意図もありませんが、自治基本条例は、そもそも市政の具体的な内容を提起するものではありません。それらは、市長のマニフェストや総合計画・分野別計画などにおいて示されるべきものです。自治基本条例は、政策の内容それ自体というよりは、そのプロセスや手順等のあり方を規定し、それによって市民による自治の充実を図ることを目的とするものだと考えます。

したがって、自治基本条例は、具体的な政策の内容を規定したり、政策の優劣を示す性格のものでないということについて、改めて確認願います。

2. 検討の項目について

いただいたスケジュール案（部会のスケジュール？）の中には、すでに各回の検討項目が示されているものがありました。自治基本条例に関する図書の中には、半ばマニュアル化して示しているものがありますし、すでに策定済の自治体も50団体ほど出てきているので、これらを参考にする限り、示されている検討項目は、概ね妥当なものと思われる。

しかしながら、自治基本条例に決まった型はありません。自治基本条例に定める条文の多くは、「当たり前」ともいえる内容であるだけに、安易な項目設定では、単なる作文になってしまうおそれがあります。越谷市の行政運営や市民との関係において、何が課題になっているのかを精査し、その是正や適正な運営等のために必要な規定とは何かという観点から、項目を設定していくことが求められると思います。

必ずしも越谷市民にとって重要とはみなされない、あるいは市として積極的な対応をする意思のない項目については、そもそも条文にしないという選択もありえますし、逆にきわめて重要だと認識されている事項であれば、それが適切に機能するための表現方法をより深く検討していく必要があります。また、いかに策定後に活用するかという立場からすれば、思い切った絞り込み・重点化も、ひとつの戦略としてあり得ると思います。

したがって、検討項目については、あくまで目安であるということを確認いただき、マニュアル本等の内容にとらわれることなく、越谷市にとっての必要性は何かという視点で

検討していただければと思います。

3. 検討スケジュールについて

条文のたたき台を答申するまでには、少なくとも、市政の現状把握、問題点・課題の抽出、他自治体の策定趣旨の把握等を行いながら、メンバーの合意を図るという作業が生じます。これらの作業には、膨大な時間と労力を要します。自治基本条例は、市政運営の基本方針となるだけに、拙速に事を進めることだけは避けなければなりません。中身が十分に検討されないまま形式を優先するよりは、荒削りな内容でも納得できるまで議論を尽くすべきです。

とりまとめの目標を設定し、それに向かって審議を進めることの必要性については十分に認識していますし、それを設定することは必要だと考えています。ただし、それはあくまで目安に過ぎないということを、改めて確認させていただきたいと思います（私の乏しい経験では、この種の参加型の計画において2～3ヶ月で原案をまとめるというのは前例がありません。）